

春日部市告示第257号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、北春日部駅周辺地区土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

春日部市長 岩谷 一 弘

- 1 土地区画整理組合の名称  
北春日部駅周辺地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
令和4年11月11日から令和14年3月31日まで
- 3 施行地区  
春日部市内牧字大名取及び梅田字隅田の全部並びに内牧字三千貝、梅田字三沼、梅田本町二丁目、梅田三丁目及び栄町三丁目の各一部
- 4 設立認可の年月日  
令和4年11月11日
- 5 事務所の所在地  
春日部市梅田三丁目193番地2
- 6 変更内容  
定款第15条第1項第2号の「禁固」を「拘禁刑」に変更する。
- 7 変更年月日  
令和8年4月24日